

審査基準及び標準処理期間

所属名	生活衛生課動物愛護担当
内線番号	4763

No.	項目	内容
①	処分名	第一種動物取扱業者の登録
②	法令名	動物の愛護及び管理に関する法律
③	法令番号	昭和48年法律105号
④	根拠条項	第10条
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:山城北保健所長、乙訓保健所長、山城南保健所長、南丹保健所長、中丹西保健所長、中丹東保健所長、丹後保健所長)
⑥	法令の定め	<p>第十条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。)の取扱業(動物の販売(その取次ぎ又は代理を含む。次項、第十二条第一項第六号及び第二十一条の四において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ。))その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。)を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで(第二十五条第四項を除く。))において同じ。)の登録を受けなければならない。</p>
⑦	審査基準	<p>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (平成18.1.20環境省令第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条 ・第3条
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)未設定
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	保健所
⑫	問合せ	生活衛生課動物愛護担当(075-414-4763)
⑬	備考	